

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県景観条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（都市計画課）

一 趣旨

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、景観法が一部改正された。これに伴い、景観条例の一部を改正することとした。

二 内容

景観条例の一部を次のように改正することとした。

（一） 第七条第六項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

三 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日